

金沢地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 開催日時

平成28年6月9日（木）午後3時～午後5時

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

茜栄成委員，浅野邦子委員，畝本毅委員，大西寛明委員，岡部幸徳委員，高見俊也委員，中宮紀伊子委員，西川嘉一委員，萩原秀紀委員長，橋本明夫委員，藤田昌宏委員，湊口洋伸委員

（オブザーバー）

紫藤民事首席書記官，林刑事首席書記官，鈴木事務局長

（事務担当者）

安野総務課長，藤田総務課課長補佐，福地総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

法教育を目指した裁判所広報について

5 進行

（1）裁判所，検察庁及び弁護士会からの概要説明

広報活動の方針と平成27年度における広報活動の概要について説明した。

（2）意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

（3）次回の意見交換テーマ

未定

（4）次回開催日時

平成28年12月1日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・△は事務担当者の発言)

- 法教育を目指した裁判所の広報活動について、委員の皆様の率直な御感想、御意見を伺いたい。
- 調停委員として模擬調停に参加しているが、今日の報道を見ていると、広報活動を行っているのに、一般の人からは、検察庁、弁護士会、裁判所の役割が一緒になっている感があり、悔しい思いがある。
- 裁判所そのものの基本的な仕組みを広報するため、正攻法でビデオ上映や施設見学、模擬裁判を重ねていくことは、確かに重要である。一方で世の中の関心事にスポットを当てることも必要である。

裁判員裁判は7年前に始まったが、段々関心が薄れてきているものと思われる。しかしながら、実際に自分のところに通知が来たらどうするのかということ、皆が考えることと思われる。裁判員を経験した90パーセント以上の人から、大変だったが勉強になったとの感想があるが、そのことが国民の中に浸透しているかどうか大きな問題である。国民は裁判員の生の声を聴くことができず、それを感じ取っていないからであり、広報を通して、その関心事をうまく知らせていくことが重要である。

また、子ども達にも関心があるものとして、最近テレビ放映された裁判を扱った映画を見ると、裁判というものは、いろいろな人間が関わり、まじめに取り組む本当の意味での大事なものであることが一つの映画を通して分かる。しかし、通常の広報のビデオにはそういったものが出てこず、裁判の仕組みだけでは入り込んでいくことができない。映画の上映会をやってみて大討論会を行うのも一つの広報活動になり得るのではないか。

○ 広報活動を行っていることが、一般市民に伝わっていないのがもったいない。
うまく広報できれば、もっと参加して詳しく知りたいと感じるのではないか。

○ 無料調停相談の参加者が少ない。新聞でもきちんと取り上げて欲しい。参加のきっかけは、町内の回覧板で見た人が多い。参加者からは感謝されることが多く、無料であるものから司法手続の利用に入っていくことが大事である。

費用の問題もあるが、相談会場の場所が重要である。買い物ついでに立ち寄って相談に来る人もいる。

○ 基本的に新聞記事に取り上げるのは、話題性がある話である。紙一枚の取材依頼では時間を割いて取材には行かないことがあり、日頃から記者とのコミュニケーションを通じ、話題性を作る工夫をしていただきたい。また、模擬裁判に記者を参加させ当事者意識を持たせることや、調停相談の内容からどのような社会的な問題があるのかを体験させることも必要である。

△ 取材依頼については、日頃のコミュニケーションを通じて、行事の目的や力点を記者に伝えていきたい。

また、相談会場は、予算の問題はあるが、広報効果を念頭に置いて努力していきたい。

□ 法教育を目指した広報活動には、司法又は裁判所の役割や裁判官、検察官、弁護士、裁判所職員の実情を広く知っていただくこと、また、一般の方に裁判員又は検察審査員として司法手続に関与し、調停や訴訟の裁判手続を広く利用していただくこと、さらに、学生に対しては、将来の職業として法曹ないし裁判所を考えてもらうといった目的がある。このように法教育を目指した広報には広い意味があり、すべてに通ずる活動や企画を考えるのは難しいものがある。

委員の所属されている団体での広報の実情を御紹介いただき、企画における工夫及び行事の周知における工夫について御意見をいただきたい。

○ 労働界でもよく似ている状況にあると感じており、仕事の上で困っても相談できる場所がないという声を聴く。身近な人間に相談できる機能を持つこと

を考えることが必要であると感じている。

また、労働教育を通して、安心して働けることを自分達で判断できるようになることができないかを考えているところである。

- 一番大事なことは、裁判所が何に役立って、何をしてくれるのかというテーマを明確にすることである。

また、広報ではこれならば聴いてみたいというテーマ作りをする必要がある。

「裁判所の在り方」では誰も来ない。いきなり難しい話をせずに、これならば聴いてみようかなと思わせる取っ付きがよいテーマ作りが必要である。

- 「税を知る」という広報では、税金を取られるのではなく、税金を納めて国を豊かにする大義名分がある。運転免許の書き換えは何のために行くのか、安全講習で事故の悲惨さに気づくこともある。裁判所の目的は、利用する人のために存在していることにある。人を裁くことから威厳を保つ必要はあるが、人を助ける所でもあるといった両輪でテーマ作りをすることが重要であり、単に「手続案内」ではなく、皆さんが聴きに來てくれるテーマ作りが必要である。模擬裁判は学校で積極的に授業にも取り組んで欲しい。今の子ども達には知識はあるが、多面的に考えることが苦手なのではないか。分かりやすい目的であればアレルギーは起こさない。

- 大学では、学生にテーマを与えて、プロジェクトとしてあらゆるものを設計しシステム化して世の中に浸透させていく「ことづくり」を行っており、例えば社会に広げるための周知活動をどうするかということであれば、そのまま授業の題材にすることもできる。ただ、学生が裁判所は何をしているところかが分からなければ、学生もどういう仕組みを作っていいか分からない。

- 幼稚園児や小学生を対象としたバスの見学や電車の運転体験は、大変人気がある。また、沿線地区の催事には、マスコミとタイアップしてブースを作ってPR活動を行っている。裁判所では難しいかもしれないが、イベントに参加することを考えてみてはどうか。

○ 幼稚園や小学校に出前授業としてお菓子作りの無料体験を行っており、小さいうちからお菓子の作り方や歴史を学び、そして大人になって愛用していただけるような、つながりのあるイベント作りを工夫している。裁判所の役割を授業の一つに必須として小さいうちから学校教育の中に取り込んでいけばもっと身近な存在になると思われる。

○ 本日配布された司法の窓81号の巻頭の文章に大変感銘を受けた。このような素晴らしいものが裁判所には詰まっているのに、自分たちが気付いていないのではないか。人の素晴らしさをもっとアピールすることをみんなで考えれば、市民に親しまれる裁判所になると思われる。

□ 広く社会人一般に対する企画として企業・団体への出前講義や裁判所見学があるが、社会の第一線で活躍している方になかなか参加いただけない実情がある。この点について御意見をいただきたい。

○ 普通の人には、一生のうちに裁判所に関わることがほとんどなく、社会人が広報行事に出向くことは難しい。裁判所はこういうことをやっていると伝えると、敷居を下げる工夫が必要である。

物事には多面性があるという文章の紹介があったが、例えば原発を巡る裁判では、国民は、裁判官によって判断が違うのはなぜなのかと率直に思っている。国民が率直に疑問に思っていることを答える企画やテーマができないものか。

○ 調停は身近な存在であり、また気楽に相談できるものである。次に、訴訟で解決するのであれば、弁護士に相談してくださいという段階があり、最終的に裁判所の結論は公平であり、安心して信頼できる存在であるといった、段階を踏まえた広報の仕方が重要である。分かりやすいメッセージの仕方を工夫し、裁判所は何のために最終的にあるのかという大きなテーマを明確にしていくと、広報もやりやすい。まずは気楽に相談できるものとして調停相談の広報から始めれば、広報活動は成功するのではないか。

□ 各委員からの御提言を今後の広報活動に活かしていきたい。